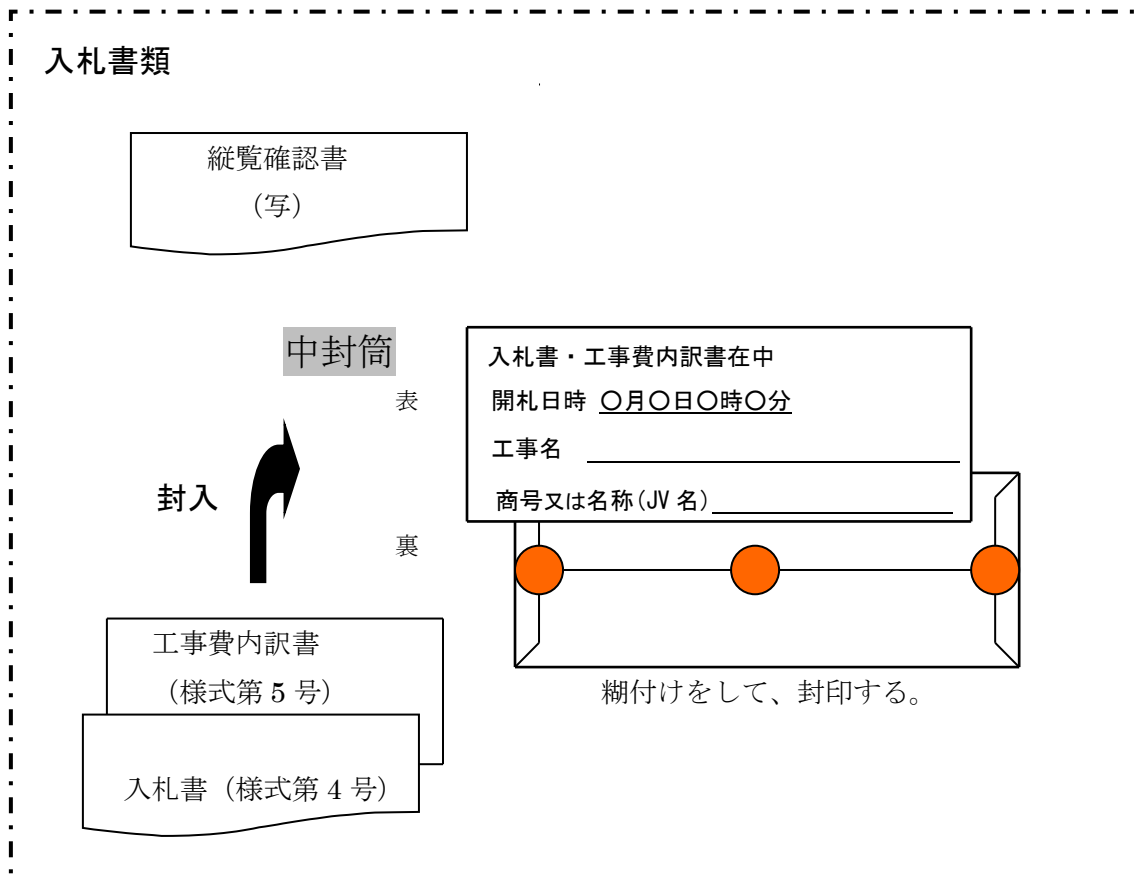
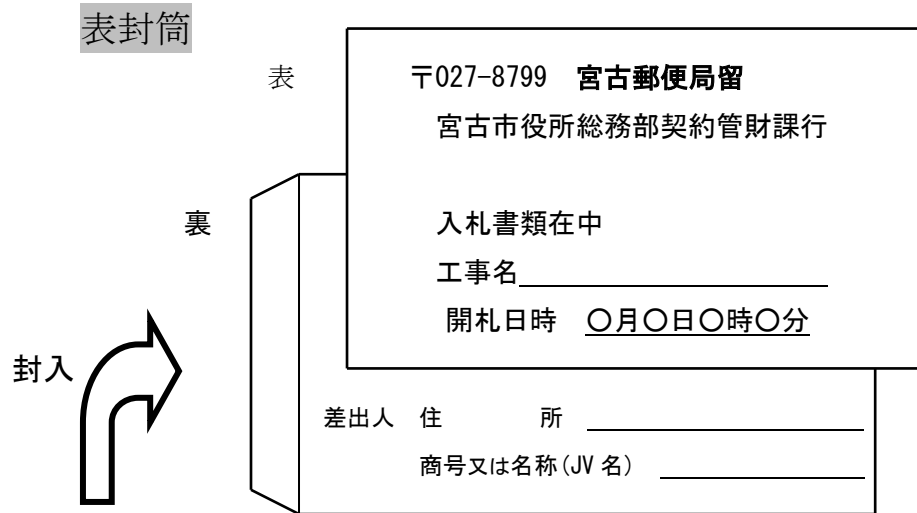


# 郵便入札の方法（参照図）

平成 30 年 9 月 18 日改正



## (注意事項)

- ① 開札日時は、公告に記載された日時を記入すること。(入札書類を郵便局へ出す日ではないので注意すること。)
- ② 中封筒には、入札書 1 枚、工事費内訳書 1 枚以外のものを入れないこと。
- ③ 中封筒には、糊付け、及び封印をすること。なお、特定共同企業体(JV)の場合は、JV 構成員 2 者の封印又は JV 代表者の封印とすること。
- ④ 「入札書と工事費内訳書が封入された中封筒」と「縦覧確認書の写し」を表封筒に入れ、一般書留又は簡易書留により宮古郵便局留で郵送すること。これ以外の方法（郵送、宅配、持参等）による入札は、無効とする。